

ケアプランデータ連携システムの統合と 介護情報基盤（介護保険資格確認等WEBサービス）について

厚生労働省 老健局 令和8年8月

説明会アジェンダ

1. ケアプランデータ連携システムの活用について

- ① ケアプランデータ連携システムの概要
- ② 処遇改善加算等について

2. ケアプランデータ連携システムと介護WEBサービスの統合について

3. 介護情報基盤とは

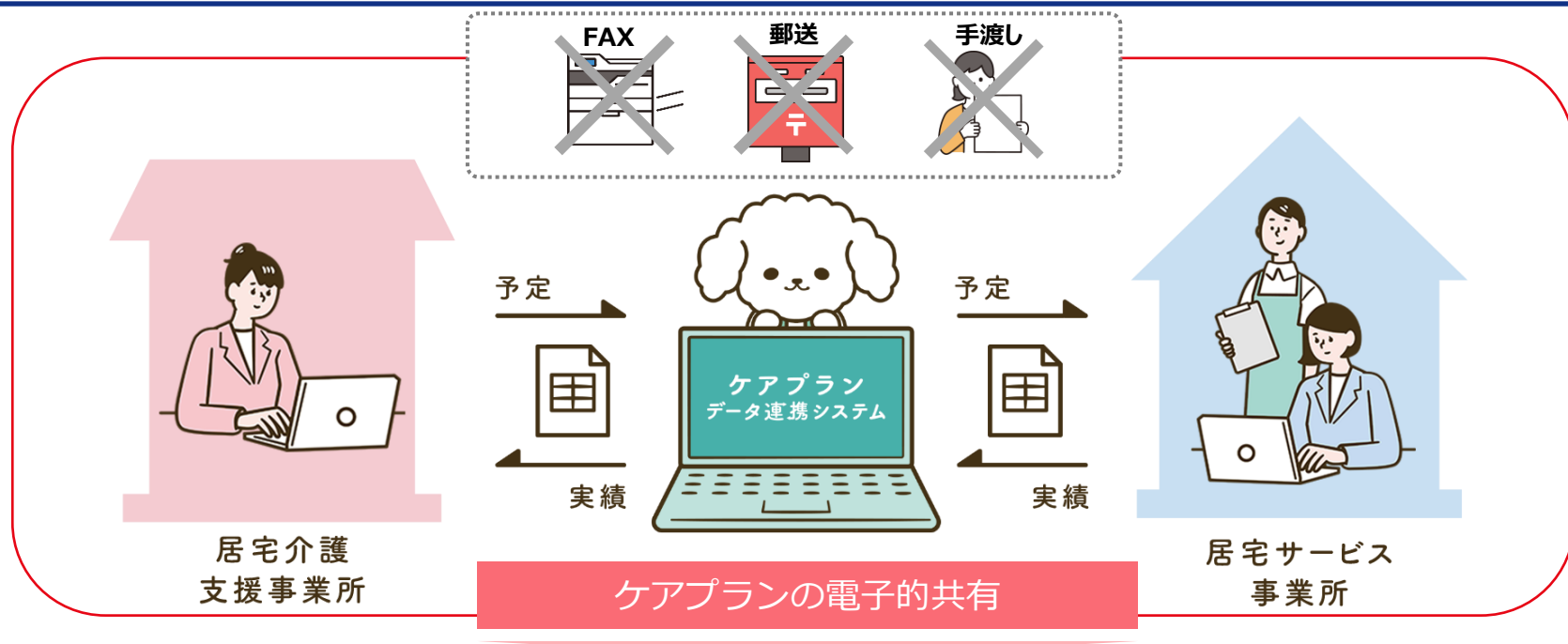
4. 介護WEBサービスでできること

5. 介護WEBサービスを利用する上で知っておくべきこと

6. 介護情報基盤の利用に向けて

ケアプランデータ連携システムについて（概要）

- 居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）と介護サービス事業所の間で交わされるケアプラン（計画・予定・実績の情報）のデータ連携を実現するため、令和5年度から（公）国民健康保険中央会に「ケアプランデータ連携システム」を構築。
- 本システムの構築により、毎月紙でやり取りされ、介護事業所の負担が大きかったケアプランについて、異なる介護ソフト同士でもデータ連携（電子的に共有）によりやり取りすることが可能となった。
- 具体的には、居宅介護支援事業所・介護サービス事業所ともに転記不要、FAX・郵送不要となり、調査研究によれば作業時間が約1/3に削減、経費が約1/2に削減されるなど、大幅な事務負担の軽減が期待される。



介護事業所との間でケアプランを紙でやりとりしていた場合と比較して、

- 印刷、郵送、移動等に要する作業時間が約 1 / 3 に削減（事業所全体で52.4時間⇒18.1時間／月に削減）
- 人件費、印刷費、郵送費、交通費などの経費が約 1 / 2 に削減（事業所全体で13.4万円⇒6.7万円／月に削減）

※令和2年度老人保健健康増進等事業「介護分野の生産性向上に向けた ICT の更なる活用に関する調査研究」における試算

ケアプランデータ連携システムを活用している事業所が行った工夫

- ケアプランデータ連携システムを導入する際には、これまで紙ベースの業務がデータ化されるため、各事業所では業務手順の変更などが必要となる。
- 特に、導入初期は事務効率が悪化する場合もあるため、業務改善のポイント集を活用されたい。



【工夫例】

- 法人内部・事業所内での利用説明会を開催する
- ケアプランデータ連携システムを活用したデータの送受信のタイミング、担当、システム確認のタイミングを決める
 - ケアマネ事業所
 - ・ 全ケアマネジャーの予定情報の入力期限を決める
 - ・ 報酬請求同様、事務員または管理者の業務に位置づける
 - ・ 手順書を作成する
 - サービス事業所
 - ・ ケアの記録を入力する期限を明確にする
 - ・ 月次の報告書やモニタリング等に関する文書についてもPDF等のファイル添付機能を活用して送る

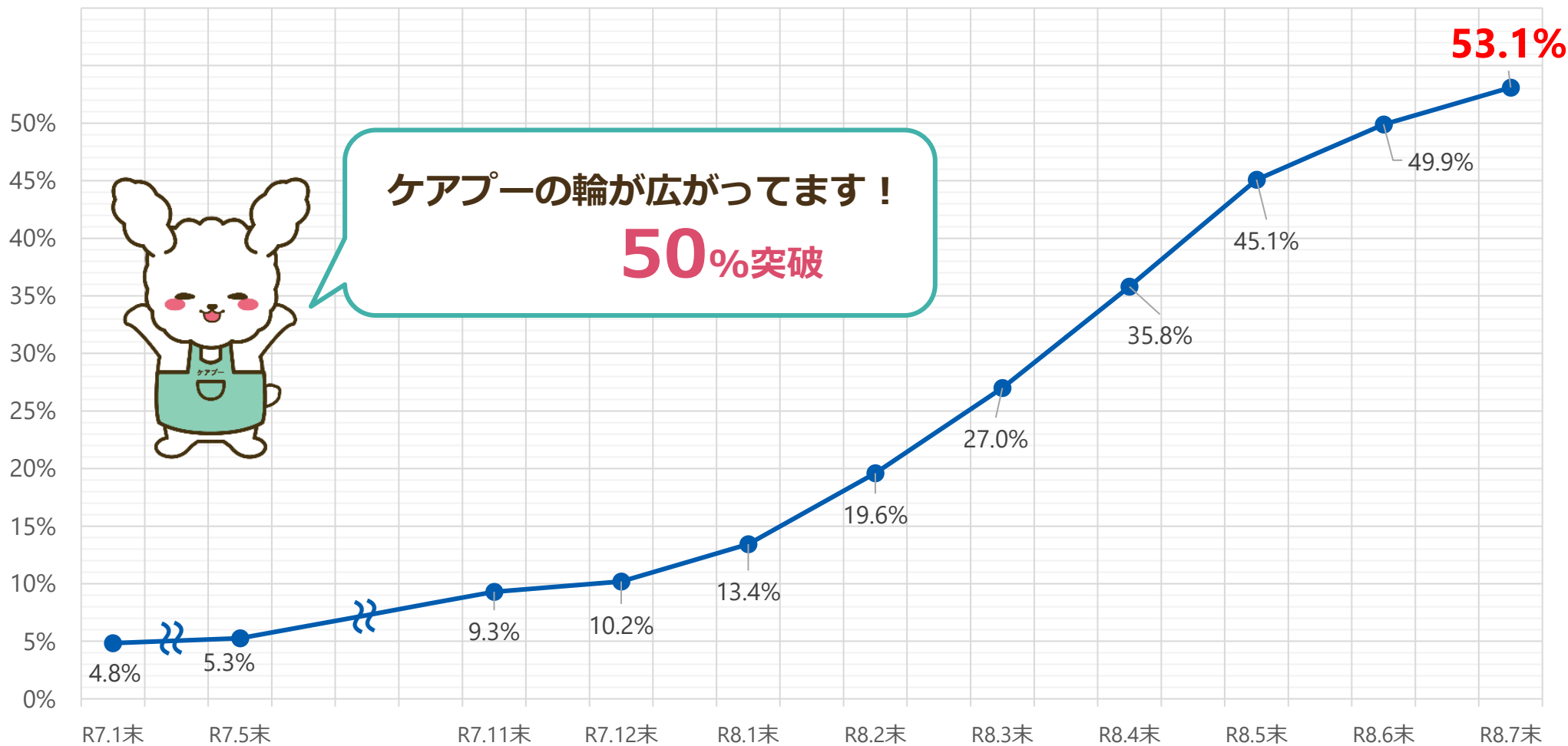


厚生労働省HPのQRコード

* QRコードは
(株)デンソーウェーブ
の登録商標です

ケアプランデータ連携システムの導入率の推移

- 今まで連携先が見つからないという声が多くありましたが、少しずつ地域の中で利用する事業所が増えている。これから活用する事業所は、まず、テストデータを送ってみたい。



※ケアプランデータ連携システムの導入率は該当時点で有効なライセンスから算出

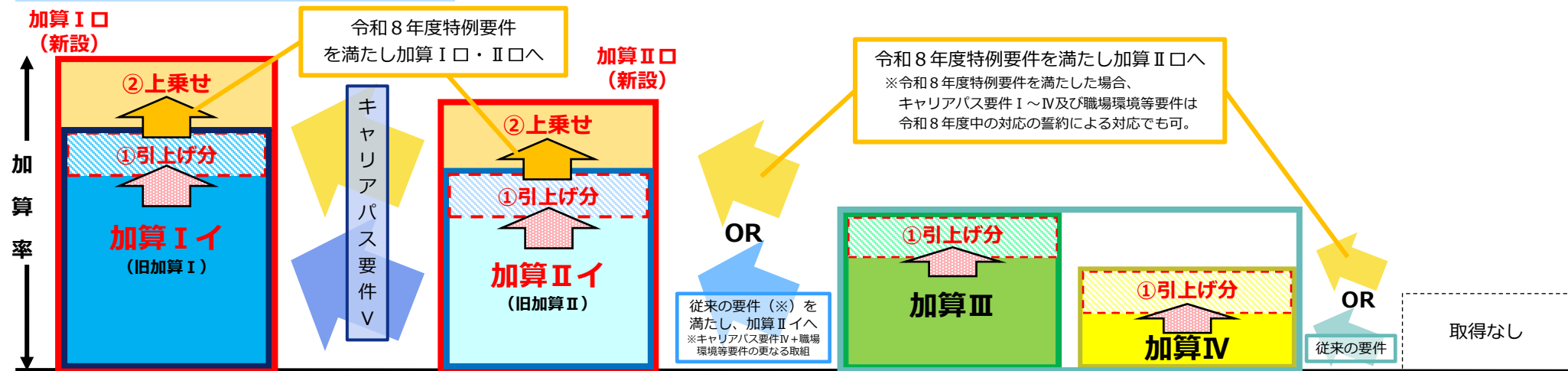
※ケアプランデータ連携システムの導入率は該当時点で有効なライセンスから算出

介護職員等処遇改善加算の拡充

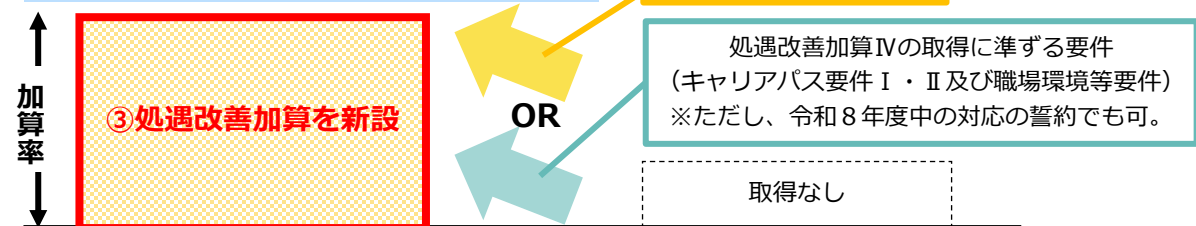
概要

- 介護職員のみならず、介護従事者を対象に、幅広く月1.0万円（3.3%）の賃上げを実現する措置を実施するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員を対象に、月0.7万円（2.4%）の上乗せ措置を実施する。
※合計で、介護職員について最大月1.9万円（6.3%）の賃上げ（定期昇給0.2万円込み）が実現する措置。
- 具体的には以下の措置を講じることとする。（あわせて、申請事務負担等を考慮した配慮措置を講じる。）
 - ①今回から、処遇改善加算の対象について、介護職員のみから介護従事者に拡大する（加算率の引上げ）。
 - ②生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける（加算Ⅰ・Ⅱの加算率の上乗せ）。
 - ③処遇改善加算の対象外だった訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等に処遇改善加算を新設する。

現行の処遇改善加算の対象サービス



新たに処遇改善加算の対象となるサービス (訪問看護、訪問リハ、居宅介護支援等)



注) 令和8年度特例要件：ア～ウのいずれかを満たすこと。

ア) 訪問、通所サービス等
→ケアプランデータ連携システムに加入(※) + 実績報告

イ) 施設サービス等
→生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡの取得(※) + 実績報告
※事務負担への配慮措置として、加算の申請時点では、加入又は取得の誓約で算定可能とする。

ウ) 社会福祉連携推進法人に所属していること。

施策名：ウ 介護テクノロジー導入・協働化・経営改善等支援事業

※医療・介護等支援パッケージ

① 施策の目的

- ・介護サービス需要の増加への対応や介護人材の確保が喫緊の課題となっており、サービス提供の存続にも関わる重要な問題である。特に小規模法人を中心に、従来の方法や単独では必要な人材確保が難しい法人も多く、経営の効率も悪くなるという悪循環に陥りがちである。
- ・また、「省力化投資促進プラン」（令和7年6月13日）において、2040年に▲20%以上の業務効率化を図る必要があるとされており、生産年齢人口が減少していく中、計画的かつ継続的に職場環境改善・生産性向上のための介護テクノロジー等の導入を図っていく必要がある。
- ・こうした状況を踏まえ、介護現場の生産性向上の取組や、経営の協働化・大規模化等を通じた職場環境改善に取り組む介護サービス事業者に対する支援を行うとともに、これらの支援を行う都道府県相談窓口等の機能強化を図り、伴走支援を充実させる。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○	○							

③ 施策の概要

- ・生産性向上の取組を通じた職場環境改善を推進するため、介護事業所において介護テクノロジー等を導入する費用及び地域全体で導入する費用の補助を行う。また、小規模事業者を含む事業者グループが協働して行う職場環境改善等の取組など協働化等の支援を行うとともに、経営改善の支援に係るモデル的な事業を実施する。あわせてこれらに要する都道府県等の伴走支援の強化等を実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

（1）生産性向上の取組を通じた職場環境改善

①生産性向上に資する介護テクノロジー等の導入

- ・見守り機器・介護記録ソフト・インカムについては、業務時間削減効果が確認されているため集中的に支援。特に、小規模事業者も含めこれらのテクノロジーがより広く事業者へ普及するよう支援。そのため、介護テクノロジー等の導入にかかる費用を補助するとともに、導入等と一体的に実施する業務改善にかかる費用（※）を補助（※）介護記録ソフトの導入前後の定着を促進する費用やWi-Fi環境整備費用も含む。

②地域全体で生産性向上の取組を普及・推進する事業の実施

- ・地域の複数事業所における機器の導入に向けた研修や、地域のモデル施設の育成など、都道府県等が主導して面的に生産性向上の取組を推進
- ・都道府県等が主導して、ケアマネ事業所と居宅サービス事業所の間でのケアプランデータ連携システム等の活用を地域で促進し、データ連携によるメリットや好事例を収集

（2）小規模事業者を含む事業者グループが協働して行う職場環境改善など協働化等の支援、経営改善支援モデル事業の実施

- ①人材募集や一括採用、合同研修等の実施、事務処理部門の集約、協働化・大規模化にあわせて行う老朽設備の更新・整備のための支援等に加え、福祉医療機構（WAM）による経営分析などを行うための費用を補助することにより、経営改善支援モデル事業を実施
- ②福祉医療機構における介護施設等の経営サポート事業の体制強化を実施（事業スキーム：国→WAM（実施主体）、運営費交付金の交付）

（3）都道府県等による伴走支援等の実施

- ・小規模事業所等に対するICT導入や協働化等の伴走支援等が着実に実施されるよう、必要な都道府県等の体制を整備

【事業スキーム】



【実施主体】

都道府県（都道府県から市町村への補助も可）

【負担割合】

- （1）①、（2）①・・・国・都道府県 4／5、事業者 1／5
（1）②、（3）・・・国・都道府県 10／10

※国と都道府県の負担割合は以下の通り

- （1）①、（2）①・・・国 4／5、都道府県 1／5
（1）②・・・国 9／10、都道府県 1／10、（3）・・・国 10/10

⑤成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

- ・生産性向上の取組や経営の協働化・大規模化等を通じた職場環境改善を推進することにより、介護人材の確保や介護サービスの質の向上に繋げていく。

説明会アジェンダ

1. ケアプランデータ連携システムの活用について

2. **ケアプランデータ連携システムと介護WEBサービスの統合について**

- ① 統合のイメージ
- ② 機能アップについて
- ③ 引っ越し準備について

3. 介護情報基盤とは

4. 介護WEBサービスでできること

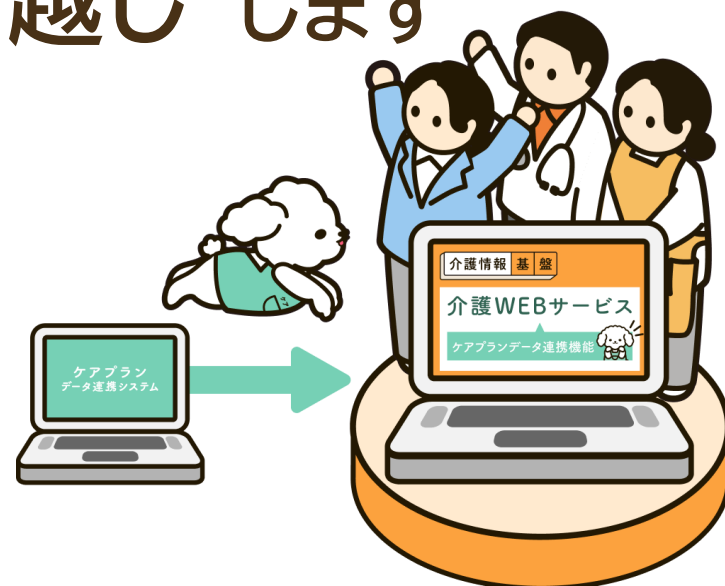
5. 介護WEBサービスを利用する上で知っておくべきこと

6. 介護情報基盤の利用に向けて

ケアプランデータ連携システムは 2027年(令和9年)1月(予定)に

介護情報 基 盤

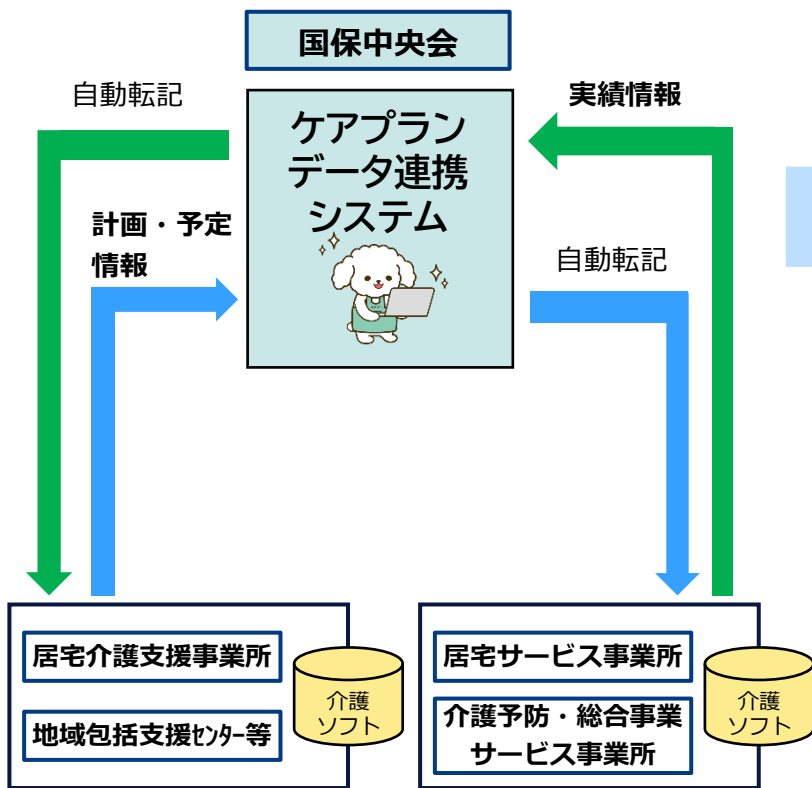
介護WEBサービスへ“引越し”します
(介護保険資格確認等WEBサービス)



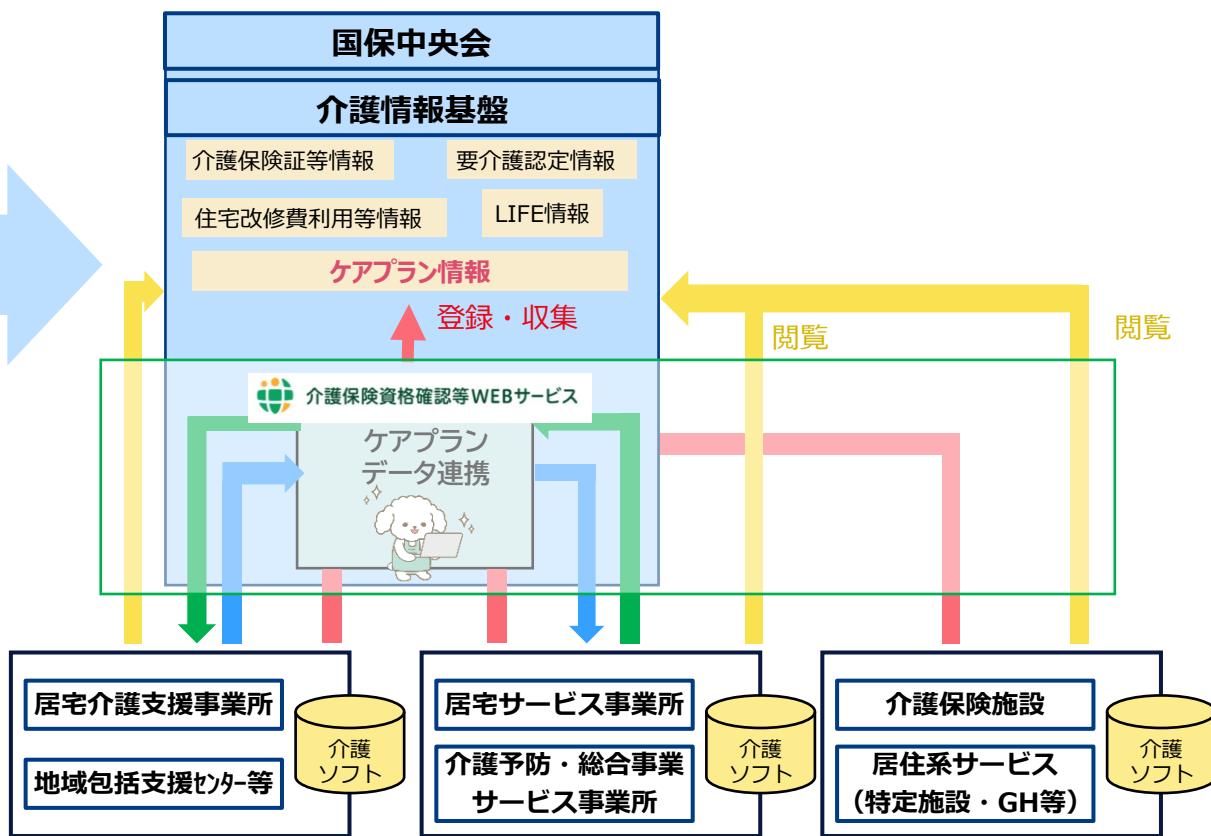
介護情報基盤とケアプランデータ連携機能の統合（イメージ）

- 2027年1月に、ケアプランデータ連携システムは、介護情報基盤の入口となる介護保険資格確認等webサービスの中に構築される。
- 自治体が介護情報基盤の運用を開始すると、介護ソフト（API5.0版）より、ケアプランが介護情報基盤に格納される。

既存のケアプランデータ連携システム



介護情報基盤とケアプランデータ連携機能を統合する場合



介護WEBサービスのケアプランデータ連携機能

- ケアプランデータ連携機能も、機能アップを予定している。

新しいケアプーは
もっと便利に
機能アップ



データのダウンロードが1回限り



✓ データのダウンロードが
何度でも可能に！

パスワードの手入力が大変



✓ パスワード入力が**楽に**！
ワンタイムパスでセキュリティも高く

パソコン1台を推奨



✓ 複数端末での取り扱いが
簡単に可能に！

右クリックができない



✓ 画面の**操作性も向上**！

介護事業所の引っ越しスケジュールと準備①

✓ 2026年（令和8年）7月から12月までの間が引っ越し準備期間

自治体が介護情報基盤を開始しなくても、ケアプランデータ連携は利用可能

■ケアプランデータ連携システムを使うために必要な機能

▼ ケアプランデータ連携システムを既に活用している場合 ▼
(証明書がインストールされているパソコンの場合)

介護WEBサービス登録

▼ ケアプランデータ連携システムを未導入の場合 ▼

ケアプランデータ連携システム
アプリの導入



介護WEBサービス登録

▼ ケアプランデータ連携を使わない事業所 ▼

介護WEBサービス登録

■介護情報基盤のデータ参照

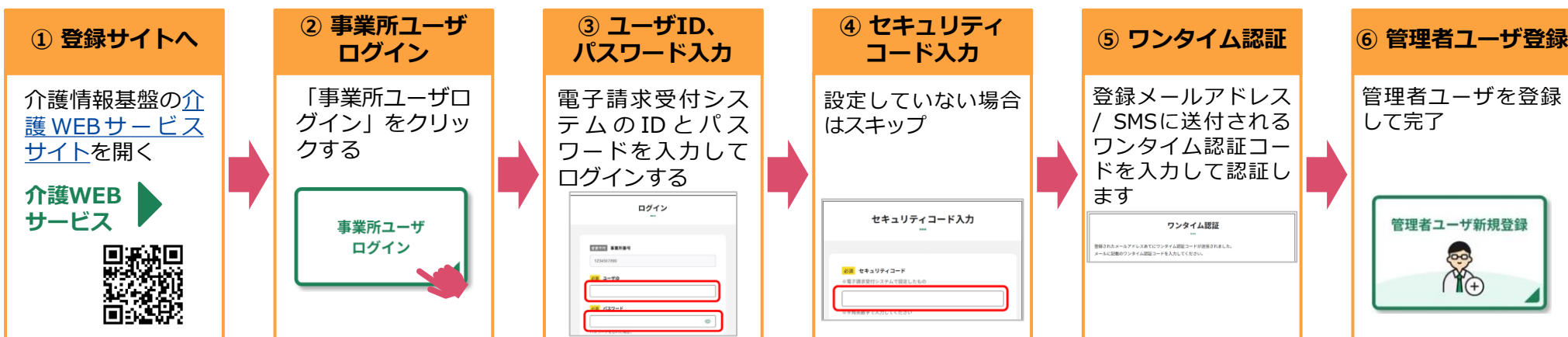
介護情報基盤が
開始される自治
体は必要な設定

マイナ資格
確認アプリの
インストール
と設定

カードリー
ダーの接続

介護事業所の引越し準備②

▼ ケアプランデータ連携システムを活用している場合（証明書がインストールされているパソコンの場合） ▼
～介護WEBサービス登録の流れ～



▼ ケアプランデータ連携システムを未導入の場合 ▼



電子請求受付システムの
① ID（KJから始まる12桁）
② パスワード
③ 登録したメールアドレス
が必要だよ



説明会アジェンダ

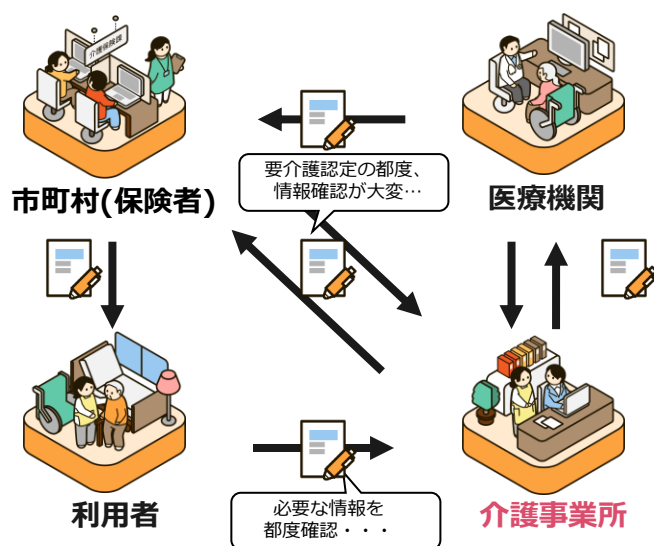
1. ケアプランデータ連携システムの活用について
2. ケアプランデータ連携システムと介護WEBサービスの統合について
- 3. 介護情報基盤とは**
 - ① 介護情報基盤の目的・メリット
 - ② 介護情報基盤の全体像
4. 介護WEBサービスでできること
5. 介護WEBサービスを利用する上で知っておくべきこと
6. 介護情報基盤の利用に向けて

介護情報基盤の目的

- 介護情報基盤とは、これまで関係者の間で分散していた情報をひとつに集約し、情報連携をすることで、介護に関わる人たちのやりとりや手続きをより良いものにするための仕組み。
- ケアプランだけでなく、介護被保険者証の情報や要介護認定に関する情報も連携できるようになる。

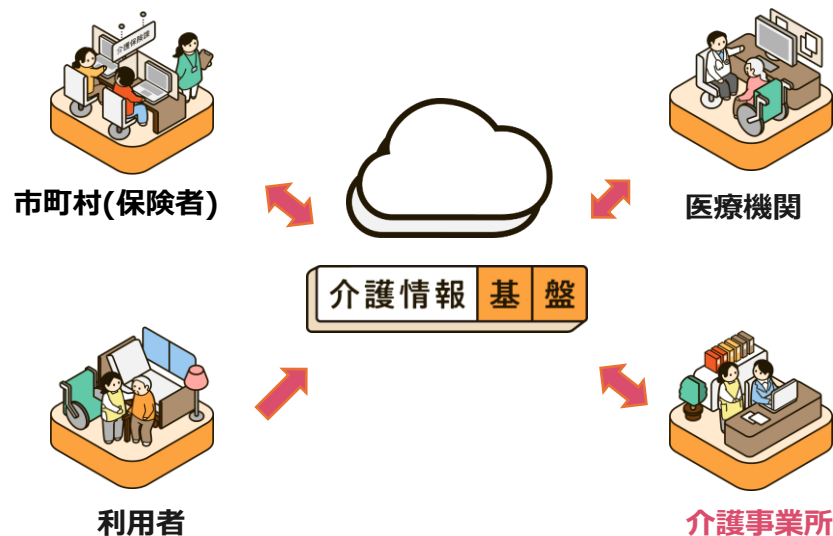
これまで

- ・ 紙でのやりとりが多く負担が多い
- ・ 本来の業務のための時間がとられてしまう



これから

- ・ より少ない負担で、早く正確に業務が行える
- ・ さらに良いサービスを提供できるように

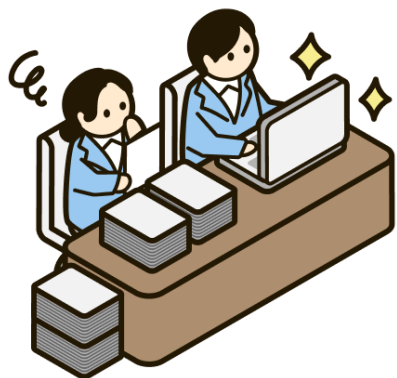


介護情報基盤の3つのメリット

- 介護情報基盤の導入によって、次の3つのメリットが期待できる。



事務作業の効率化



紙での手間や負担のかかる作業が減り、**より素早く容易に**仕事をできる。



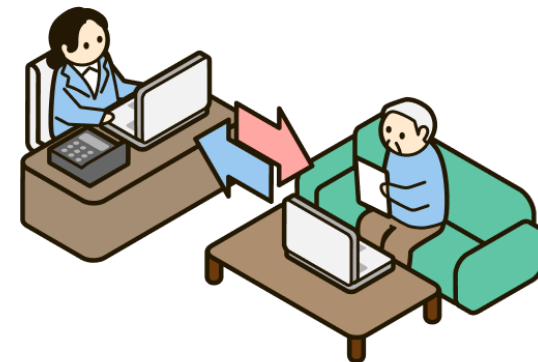
情報をひとつに集約



介護保険資格・主治医意見書・ケアプランなどの**情報を集約し、サービス間で共有**できる。



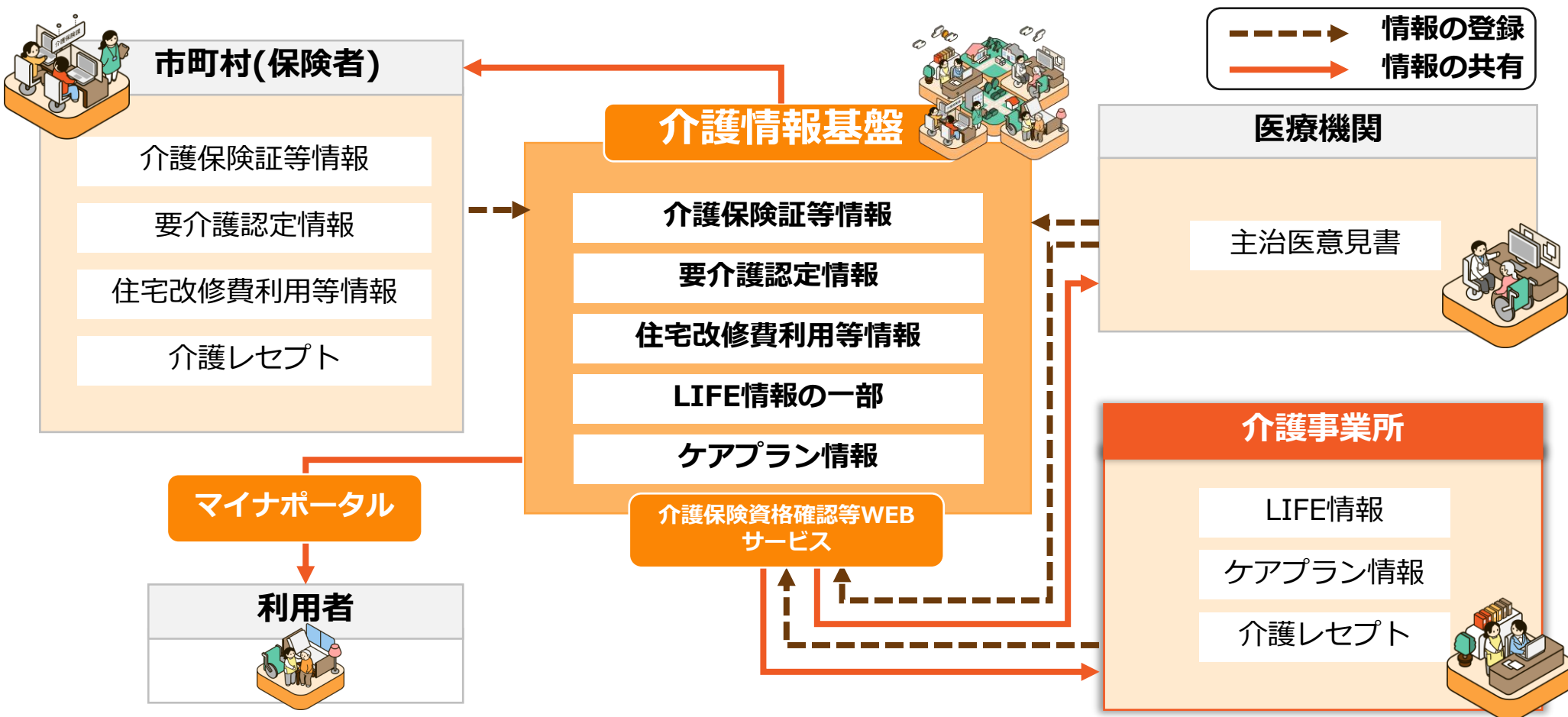
手続きをリアルタイムで



申請・提出・受理などの作業を、**郵送や電話を介さずオンラインですぐに完結**できる。

介護情報基盤のシステム全体像

- 介護情報基盤を活用した利用者、市町村（保険者）、介護事業所、医療機関間の情報の流れは下図のとおり。
- 介護事業所は、介護WEBサービス（介護保険資格確認等WEBサービス）を使って、情報のやりとりを行う。

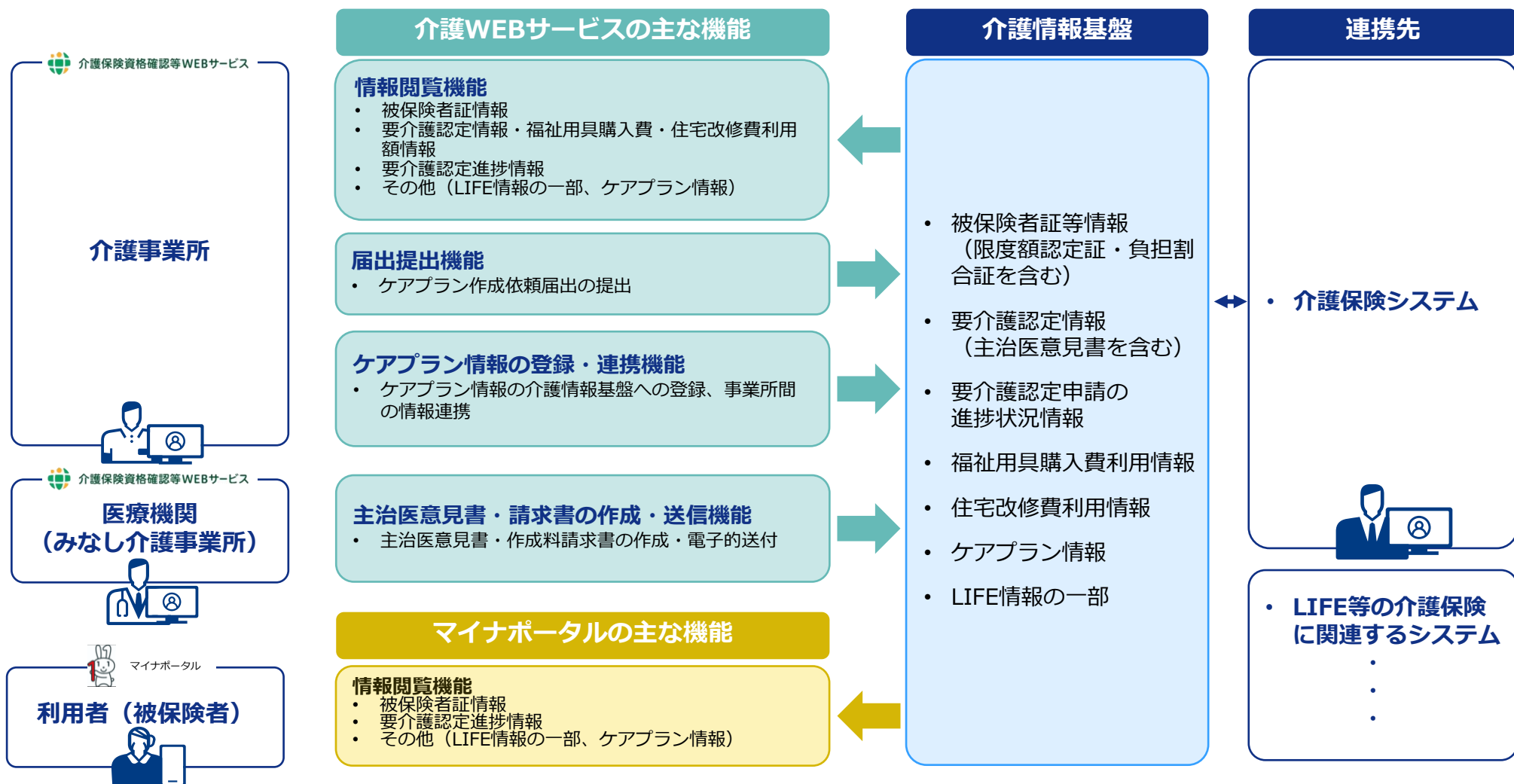


説明会アジェンダ

1. ケアプランデータ連携システムの活用について
2. ケアプランデータ連携システムと介護WEBサービスの統合について
3. 介護情報基盤とは
- 4. 介護WEBサービスでできること**
 - ① 介護WEBサービスの主な機能と閲覧可能な情報
 - ② 業務フローの変化と介護WEBサービスの画面例
5. 介護WEBサービスを利用する上で知っておくべきこと
6. 介護情報基盤の利用に向けて

① 介護WEBサービスの主な機能と閲覧可能な情報

- 介護WEBサービスには、情報閲覧機能、届出提出機能、ケアプラン情報の登録・連携機能、主治医意見書・請求書の作成・送信機能がある。なお、利用者（被保険者）向けにはマイナポータルによる情報閲覧機能がある。

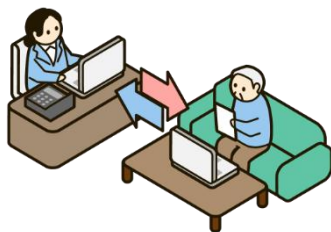


② 業務フローの変化と介護WEBサービスの画面例 具体的な業務の変化

- 介護事業所における業務の具体的な変化について、①資格情報等の確認業務、②要介護認定事務、③住宅改修費・福祉用具購入費の利用状況確認、④居宅サービス計画作成届出の観点で説明する。

I

資格情報等の確認業務



- ・ 給付に必要な証書の収集
- ・ 証書の更新確認

II

要介護認定事務



- ・ 要介護認定の申請受付
- ・ 認定進捗の確認
- ・ 認定結果の受領・確認
- ・ 認定関連書類の取得

III

住宅改修費・福祉用具購入費の 利用状況確認



- ・ 利用状況問い合わせ

IV

居宅サービス計画依頼届出の代行申請等



- ・ 本人確認・届出提出

② 業務フローの変化と介護WEBサービスの画面例

具体的な業務の変化 I. 資格情報等の確認業務

- 介護情報基盤により、被保険者証、負担割合証、限度額認定証等が、介護WEBサービスで、必要なときに随時確認できるようになる。

これまで

給付に必要な証書の収集

- 負担割合証、限度額認定証等、給付に必要な情報を利用者や家族に探してもらう

証書の更新確認

- 限度額認定証等、年に1度更新があるものについては、更新の度に利用者の自宅に届く証の内容を確認する必要がある



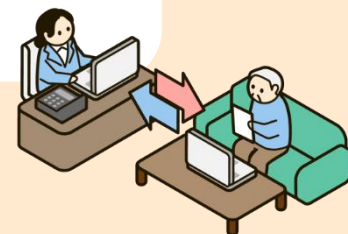
これから

給付に必要な証書の収集

- 負担割合証、限度額認定証等、給付に必要な情報は介護保険資格確認等WEBサービスで即座に確認が可能となる
(介護保険資格確認等WEBサービスは以下「介護WEBサービス」という)

証書の更新確認

- 更新された内容も介護WEBサービスで容易に確認が可能となる



参考) 介護WEBサービスの画面 (被保険者証情報)

- 介護WEBサービスにおける被保険者証の画面イメージは下図のとおり。

被保険者証情報画面

利用者詳細

タブを切り替えることにより利用者の詳細情報を確認できます。

介護 二郎 (カイゴ ジロウ)
被保険者番号: [REDACTED] 昭和08年01月01日(1933/01/01) 男性 [他の利用者情報を見る](#)

証情報	認定情報	認定審査会進捗	ケアプラン作成依頼 届出代行提出	照会用LIFE情報	住宅改修 福祉用具購入	同意
-----	------	---------	---------------------	-----------	----------------	----

サマリ 介護保険 負担割合 負担限度 負担減免 社福軽減 訪介護額 離島等地域 (>>)

証情報 (サマリ)

介護保険 負担割合 社福軽減

- 介護保険被保険者証
保険者の名称 [REDACTED]
被保険者番号 [REDACTED]
要介護状態区分等 要介護 3
認定の有効期間 令和08年01月01日 ~ 令和08年12月31日
[詳細情報はこちら](#)
- 介護保険負担割合証
利用者負担の割合① 1割
適用期間ー開始年月日① 令和08年01月01日
終了年月日① 令和08年07月31日
期間を超えている情報です。
利用者負担の割合②
適用期間ー開始年月日②
終了年月日②
負担割合年度 令和07年度
[詳細情報はこちら](#)
- 社会福祉法人等利用者負担軽減確認証 (社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度)
減額割合
対象サービス軽減割合 1/2軽減

② 業務フローの変化と介護WEBサービスの画面例

具体的な業務の変化 II. 要介護認定事務

- 介護情報基盤により、要介護認定の進捗状況や認定結果、ケアプラン作成に必要な要介護認定情報や認定関連書類が、介護WEBサービスで、必要なときに随時確認できるようになる。

これまで

要介護認定の申請受付

- ・ 要介護認定の（代行）申請を行う
- ・ 認定調査を行う（更新の場合）

認定進捗の確認

- ・ 認定結果を待ち、遅い場合は電話や窓口等で自治体に**進捗確認の問い合わせを行う負担がある**

認定結果の受領・確認

- ・ **利用者の自宅に訪問し、書面で送られてくる要介護度を確認する**

認定関連書類の取得

- ・ ケアプラン作成に必要な認定関連書類（認定調査、主治医意見書等）を**窓口・郵送で受け取り、書類を参考にケアプランの作成を行う**



これから

要介護認定の申請受付

- ・ 要介護認定の（代行）申請を行う
- ・ 認定調査を行う（更新の場合）

認定進捗の確認

- ・ 認定審査期間中の進捗確認は介護WEBサービス経由で**職員でも確認できる**
(利用者ご本人もマイナポータル経由で確認可能)

認定結果の受領・確認

- ・ 要介護度が決定したら、介護WEBサービス経由で**更新された情報を、すぐ確認**できる

認定関連書類の取得

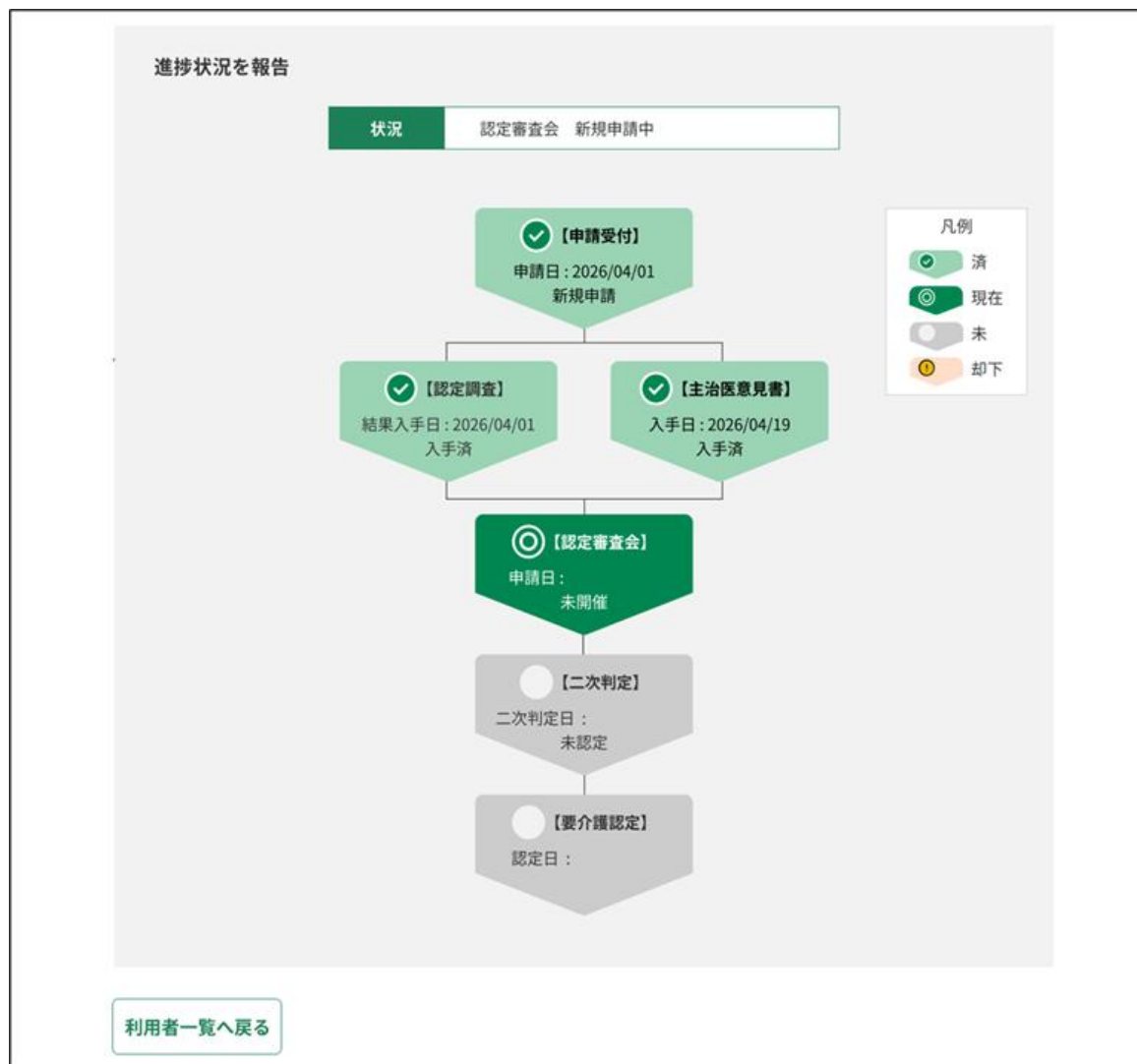
- ・ ケアプラン作成に必要な認定関連書類（認定調査、主治医意見書等）は、介護WEBサービス経由で**ケアマネジャー等が確認**できる
(窓口・郵送での受取が不要となる)



参考) 介護WEBサービスの画面 (要介護認定進捗情報)

- 介護WEBサービスにおける要介護認定進捗情報の画面イメージは下図のとおり。

要介護認定進捗情報



② 業務フローの変化と介護WEBサービスの画面例

具体的な業務の変化 Ⅲ.住宅改修費・福祉用具購入費の利用状況確認

- 介護情報基盤により、住宅改修費・福祉用具購入費の利用状況が、介護WEBサービスで、必要なときに随時確認できるようになる。

これまで

利用状況問い合わせ

- 電話等で利用状況を市町村に確認する必要がある



これから

利用状況問い合わせ

- 介護WEBサービス経由で、**事業所自ら確認**することが可能となり負担が減る



参考）介護WEBサービスの画面（福祉用具購入費）

- 介護WEBサービスにおける福祉用具購入費の画面イメージは下図のとおり。

福祉用具購入費

住宅改修

福祉用具購入

選択	介護保険者番号	介護保険被保険者番号	提供年度
☒	123456	1234567890	2024年度
☐	123456	1234567890	2023年度

福祉用具購入

福祉用具購入に係る給付可能額53,000円

【福祉用具購入】

福祉用具購入に係る直近の給付日：2024/06/25

購入品目●：購入済み

腰掛便座	入浴補助具	特殊尿器	簡易浴槽	移動用リフトのつり具の部分	自動排泄処理装置の交換可能部品	排泄支援予測支援機器	スロープ	歩行器	歩行補助つえ
	●			●					

【介護予防購入】

介護予防購入に係る直近の給付日：2024/04/21

購入品目●：購入済み

腰掛便座	入浴補助具	特殊尿器	簡易浴槽	移動用リフトのつり具の部分	自動排泄処理装置の交換可能部品	排泄支援予測支援機器	スロープ	歩行器	歩行補助つえ
		●							

利用者一覧へ戻る

② 業務フローの変化と介護WEBサービスの画面例

具体的な業務の変化 IV. 居宅サービス計画依頼届出の代行申請等

- 介護情報基盤により、居宅サービス計画作成依頼届出が、介護WEBサービスで電子的に提出できるようになる。

これまで

本人確認・届出提出

- ・ 本人確認の上、居宅サービス計画作成届出を
書面で自治体窓口にて代行提出



これから

本人確認・届出提出

- ・ 介護WEBサービスでより手軽に
本人確認の上、代行提出が可能となる



参考）介護WEBサービスの画面（居宅サービス計画作成依頼届出）

- 介護WEBサービスにおける居宅サービス計画作成依頼届出の画面イメージは下図のとおり。

居宅サービス計画作成依頼届出

提出状況

居宅サービス計画作成依頼	 提出済み 年月日 : 2026/04/02 事業所名 : ○○市	保険者へ提出 保険者の提出を廃止
介護予防サービス計画作成依頼	 保険者へ未提出	保険者へ提出
介護予防ケアマネジメント依頼	 提出済み 年月日 : 2026/04/02 事業所名 : ○○市	保険者へ提出 保険者の提出を廃止

利用者一覧へ戻る

代行届出の提出登録

介護予防サービス計画作成依頼

介護保険者番号	123456
介護保険被保険者番号	4005231411
必須 居宅介護（介護予防）支援事業所番号	（例）1234567890 1234567890
必須 代行届出の提出日	（例）20250101  ▼

☒ 任意項目の入力を行う

被保険者情報

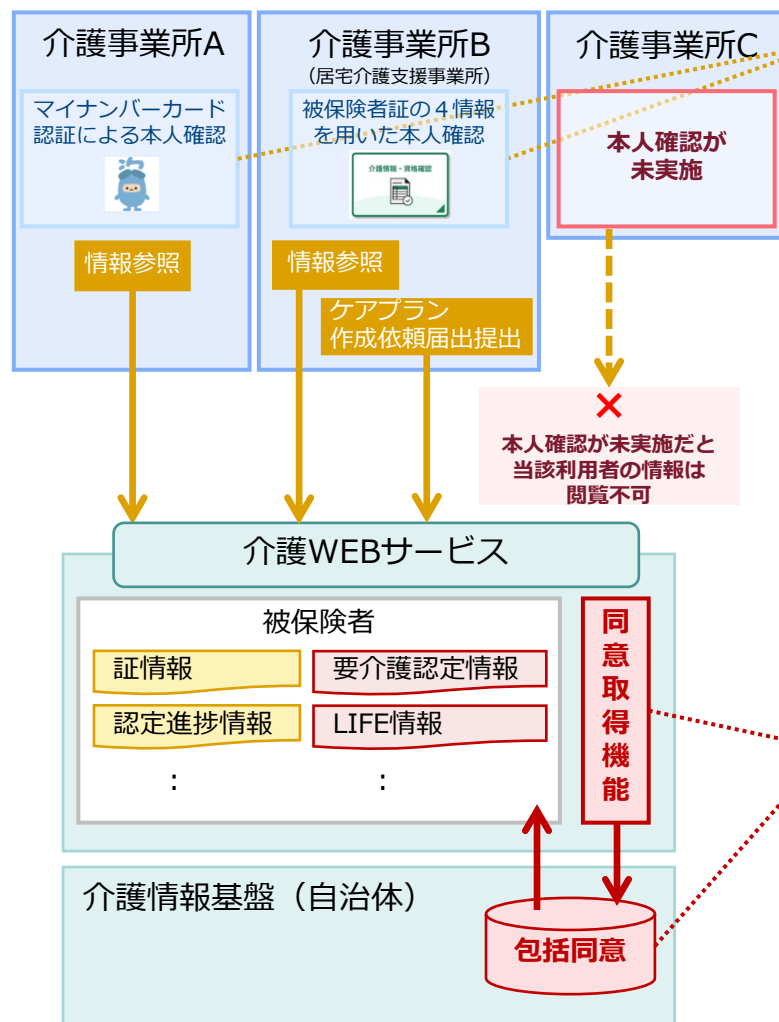
氏名	（例）山田 太郎 伊藤 海翔
氏名カナ	（例）ヤマダ タロウ イトウ カイト
生年月日	（例）20250101 19340611  ▼
性別	☒ 男性 ☐ 女性 ☐ 不明

説明会アジェンダ

1. ケアプランデータ連携システムの活用について
2. ケアプランデータ連携システムと介護WEBサービスの統合について
3. 介護情報基盤とは
4. 介護WEBサービスでできること
- 5. 介護WEBサービスを利用する上で知っておくべきこと**
 - ① 本人確認と包括同意とは
 - ② 本人確認と介護保険における電子資格確認の導入
 - ③ 包括同意の取得方法
6. 介護情報基盤の利用に向けて

① 本人確認と包括同意とは

介護WEBサービスで利用者の情報を見る（情報参照）には、介護事業所が利用者の「a. 本人確認」をすることと、利用者が情報参照に対する「b. 包括同意」することの2点が必要



a. 本人確認

- 介護WEBサービスで情報を見ようとしている介護事業所が、利用者本人と関わっていることを確かめるため、「本人確認」が必要
- 各介護事業所が、介護WEBサービス上で、利用者のマイナンバーカードの読取または被保険者証の4情報の入力することにより「本人確認」ができる
- これにより、介護事業所は利用者の情報を見る（情報参照）ことができるようになる

※ 居宅サービス計画作成依頼届出書等の提出や包括同意の取得について、24時間以内の本人確認が必要。

※ 本人確認を実施した利用者の情報は一定期間閲覧可能。なお、一定期間経過後も、利用者のレセプトの発生検知により自動延長となる。

b. 包括同意

- 利用者と関わる介護事業所が、利用者の要介護認定情報、ケアプラン情報及びLIFE情報といった詳しい情報を見ることについて、利用者が「包括同意」することができる
- 一度「包括同意」があれば、要介護認定期間中は、介護事業所ごとに利用者から情報参照のための同意を取得することは不要

② 本人確認と介護保険における電子資格確認の導入

a. 本人確認

これからは、健康保険だけでなく介護保険においてもマイナンバーカードを介護保険証として利用可能

- マイナンバーカードの健康保険証利用をしている被保険者は、手続なしでマイナンバーカードを介護保険証としても利用可能となり、介護事業所が介護WEBサービスでマイナンバーカードの読取が可能となる。
(詳細は後項で説明)

介護情報基盤への初期セットアップ前

①健康保険証の利用登録が**ある**場合



被保険者A



マイナンバー
カード

健康保険登録有

介護情報基盤への初期セットアップ後

①健康保険証・介護保険証ともに**利用登録がある**状態となる



被保険者A



マイナンバー
カード

健康保険登録有
介護保険登録有

② 本人確認と介護保険における電子資格確認の導入

a. 本人確認

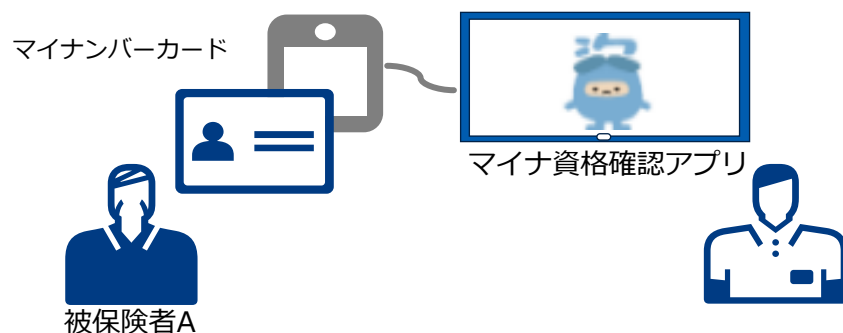
介護WEBサービスで利用者情報を見るまでの流れ（本人確認）

手順
1

本人確認

マイナンバーカードの読取（顔写真と本人を目視で確認）、または被保険者証の4情報入力（被保険者番号・保険者番号・カナ氏名・生年月日・性別）

方法1：マイナンバーカードの読取



マイナンバーカードの券面に表示されている顔写真と利用者本人を目視で確認

方法2：4情報入力



介護保険被保険者証を提示し、被保険者証の4情報（被保険者番号、保険者番号、カナ氏名、生年月日、性別）を入力

② 本人確認と介護保険における電子資格確認の導入

a. 本人確認

介護WEBサービスで利用者情報を見るまでの流れ（本人確認）

手順
2

利用者一覧を表示

本人確認した利用者が一覧に表示される（※マイナ認証の場合は24時間以内に一覧画面を開く）
※ 本人確認は一定期間有効で、利用者のレセプトの発生により有効期間が延長される

介護保険資格確認等WEBサービス

利用者一覧

“マイナンバーカードの読み取り”もしくは“利用者登録”を行った介護保険被保険者の資格情報を一覧表示します。被保険者氏名を押すと詳細の確認ができます。
閲覧有効期限 ① を過ぎた場合、一覧から削除されるため再度“マイナンバーカードの読み取り”もしくは“利用者登録”を行ってください。“利用者登録”ボタンより、被保険者の介護保険被保険者証に記載されている情報を入力し登録することで利用者一覧へ情報が反映されます。

被保険者番号（半角）または被保険者氏名（氏名カナ含む）を検索

検索 [一覧再取得](#)

[利用者登録](#)

全 あ か さ た は ま や ら わ

合計51件 20件 50件 100件 [表を初期表示に戻す](#)

《 最初へ 前の20件へ 1 2 3 次の20件へ 最後へ 》

No	マイナ 被保険者 番号	介護保険 被保険者 番号	被保険者 氏名	氏名カナ	登録日	開票 有効期限	負担 割合	申請 区分	認定 状況	同意ステ ータス
21		120000002	被保険者A		2027/10/01	2025/12/24	1割	新規 申請	申請 受理	同意あり
22		1200000010	佐藤健児	サトウアキト	2027/10/01	2025/12/24	1割	新規 申請	申請 受理	同意あり
23		1200000029	清水結実	シミズユア	2027/10/01	2025/12/24	1割	新規 申請	申請 受理	同意あり
24		1200000011	鈴木広	スズキナギ	2027/10/01	2025/12/24	1割	新規 申請	申請 受理	同意あり
25		1200000012	高橋新雅	タカハシアサヒ	2027/10/01	2025/12/24	1割	新規 申請	申請 受理	同意あり
26		1200000013	田中優	タナカユウ	2027/10/01	2025/12/24	1割	新規 申請	申請 受理	同意あり
27		1200000037	中島大翔	ナカジマハルト	2027/10/01	2025/12/24	1割	新規 申請	申請 受理	同意なし
28		1200000017	中村達	ナカムラデン	2027/10/01	2025/12/24	1割	新規 申請	申請 受理	同意あり
29		1200000053	西村優	ニシムラホノカ	2027/10/01	2025/12/24	1割	新規 申請	申請 受理	同意なし

本人確認を実施した被保険者の情報が介護WEBサービスの利用者一覧に表示される
※マイナンバーカード認証の場合は24時間以内に利用者一覧画面を開く必要がある

② 本人確認と介護保険における電子資格確認の導入

a. 本人確認

介護WEBサービスで利用者情報を見るまでの流れ（本人確認）

手順
3

利用者詳細画面で確認

当該被保険者の詳細情報を確認できる

介護保険資格確認等WEBサービス

利用者詳細

タブを切り替えることにより利用者の詳細情報を確認できます。

被保険者A 11300/01/01 男性 [他の利用者の情報を見る](#)

証明書

認定情報

認定審査会進捗

ケアプラン作成依頼
届出代行提出

照会用LIFE情報

住宅改修
福祉用具購入

同意

サマリ

介護保険

負担割合

負担程度

負担減免

社保軽減

認知減額

難病等地域

「>>」

証明書（サマリ）

介護保険

負担割合

負担程度

負担減免

社保軽減

認知減額

難病等地域

中山間地域

負担程度（国庫）

負担減免（国庫）

社保軽減（国庫）

- 介護保険被保険者証
被保険者の名称 ○○市介護保険課
被保険者番号 123456
要介護状態区分等 要介護2
認定の有効期間 平成25年09月15日 ～ 平成27年09月14日
期間を超えている情報です。
[詳細情報はこちら](#)
- 介護保険負担割合証
利用者負担の割合① 1割
適用期間～開始年月日① 平成25年07月01日
終了年月日① 平成25年08月01日
期間を超えている情報です。
利用者負担の割合② 2割
適用期間～開始年月日② 平成26年07月01日
終了年月日② 平成26年08月01日
期間を超えている情報です。
負担割合年度 平成25年度
[詳細情報はこちら](#)
- 介護保険負担限度額認定証
食費の負担限度額
(介護予防) 短期入所生活（療養）介護 300円

介護WEBサービス上で被保険者Aの詳細情報を確認する

③ 包括同意の取得方法

b. 包括同意

包括同意の取得方法は、①要介護・要支援認定申請を行う場合と、②既に要介護・要支援認定を受け介護サービス利用中の利用者の場合で異なる

要介護・要支援認定申請を行う場合

1

- ✓ 利用者の要介護認定申請時に、自治体が同意を取得（令和8年4月1日より要介護（要支援）認定申請書が変更）
- ✓ 「要介護（更新）認定申請書・認定区分変更申請書」の同意欄で同意取得する ※区分変更申請も同様



被保険者A
(利用者)

要介護・要介護認定申請



自治体

要介護（要支援）認定申請書が
令和8年4月1日より変更

介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定にかかる調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見、主治医意見書、〇〇市（町村）が提供を受けた介護サービス計画及び介護予防サービス計画並びに居宅サービス事業者又は介護保険施設の関係人が取得した心身の状況等の情報を、〇〇市（町村）から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設、介護予防支援事業者、介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者の関係人、介護予防・日常生活支援総合事業を行う者、主治医意見書に係る医師又は認定調査に従事した調査員に提示する（地域支援事業として介護情報基盤経由で電子的に行う場合を含む。）ことに同意します。

本人氏名

③ 包括同意の取得方法

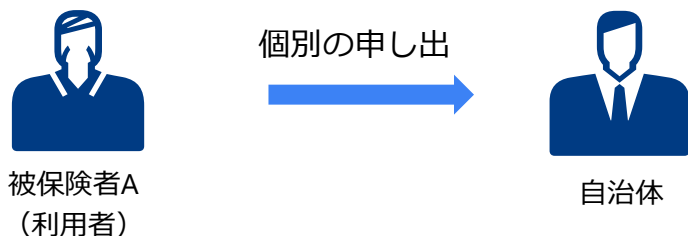
b. 包括同意

包括同意の取得方法は、①要介護・要支援認定申請を行う場合と、②既に要介護・要支援認定を受け介護サービス利用中の利用者の場合で異なる

既に要介護・要支援認定を受け介護サービス利用中の利用者の場合

- 2
- 方法1 利用者の要介護認定の次回申請時や個別の申し出時に、自治体が同意を取得
- 方法2 介護事業所（居宅介護支援事業所や施設・居住系サービス等）が、介護保険WEBサービスを用いて取得

方法1

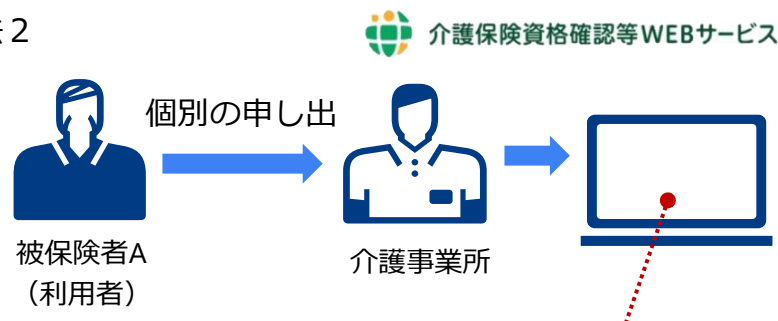


要介護・要支援認定申請時と
同様の同意欄で取得

介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定にかかる調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見、主治医意見書、〇〇市（町村）が提供を受けた介護サービス計画及び介護予防サービス計画並びに居宅サービス事業者又は介護保険施設の関係人が取得した心身の状況等の情報を、〇〇市（町村）から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設、介護予防支援事業者、介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者の関係人、介護予防・日常生活支援総合事業を行う者、主治医意見書に係る医師又は認定調査に従事した調査員に提示する（地域支援事業として介護情報基盤経由で電子的に行う場合を含む。）ことに同意します。

本人氏名

方法2



利用者詳細

被保険者A

同意タブ

同意状況

同意の状況 : 同意なし

同意の登録

利用者一覧へ戻る

説明会アジェンダ

1. ケアプランデータ連携システムの活用について
2. ケアプランデータ連携システムと介護WEBサービスの統合について
3. 介護情報基盤とは
4. 介護WEBサービスでできること
5. 介護WEBサービスを利用する上で知っておくべきこと

6. 介護情報基盤の利用に向けて

- ① 介護情報基盤の利用開始準備について
- ② 介護情報基盤、介護WEBサービスにおけるお問い合わせ

介護情報基盤利用に向けた市町村（保険者）の利用開始について

- 介護情報基盤をご利用いただくには、市町村（保険者）がシステム改修を完了している（利用開始日を迎えている）必要がある。
- 利用開始日については、介護情報基盤ポータルにて「市町村（保険者）の対応状況」にて確認できるため、各事業所におかれましては、当該市町村の利用開始日前までに、介護WEBサービスへの登録をお願いしたい。
- なお、ケアプラン機能は自治体の利用開始日前から利用可能であるため、利用開始日にかかわらず、早めの登録をお願いしたい。

介護情報基盤ポータルの自治体利用開始時期の確認方法

介護情報基盤ポータル



①介護情報基盤ポータル＜トップページ＞から「市町村（保険者）の対応状況」を実施。

市町村(保険者)の対応状況 トップページ



②閲覧したい都道府県を選択

市町村(保険者)の対応状況 都道府県毎



③各市町村（保険者）の介護情報基盤利用開始日を確認可能

介護情報基盤利用に向けた導入手順（簡易版）について

- ケアプランデータ連携システムの介護WEBサービスへの引っ越しに伴い、ぜひ介護情報基盤利用に向けた準備も併せてお願いしたい。
- ✓ ケアプランデータ連携システムの引っ越し準備は②-(4)のみのパート。準備の一環として他のステップもご対応いただきたい。
- ✓ 本導入作業は、**助成金を活用して導入支援事業者に依頼することができる**。詳しい情報は、介護情報基盤ポータルにて発信中。
導入支援事業者一覧は[こちら](#) / 助成金に関する詳細は[こちら](#)

① 介護情報基盤ポータルの ユーザ登録

1. 電子請求受付システムID・パスワードを確認する
※仮パスワードの場合はログインできません
2. 電子請求受付システムのID・パスワードを使用して認証する
3. 新規ユーザ登録情報を入力する

② 導入準備 (1) 電子証明書等の準備

1. 使用する端末（パソコン・タブレット・スマートフォン）に、電子証明書をインストール
※電子証明書の発行者が「e-seikyuu CA」のものが該当



使用する端末ごとに電子証明書をインストールする必要があります！

② 導入準備 (2) 端末とカードリーダーの用意

1. 以下の2点を用意する
① 介護WEBサービスの閲覧に使う端末 + 周辺機器 + 通信機器
② カードリーダー
利用者のマイナンバーカードを用いた本人確認をパソコンにて行う際にはカードリーダーが必要となります



② 導入準備 (3) マイナ資格確認アプリの準備

1. 利用する端末にマイナ資格確認アプリをインストールする
2. 介護情報基盤ポータルにて、マイナ資格確認アプリ利用申請を行う
3. マイナ資格確認アプリにて、アカウント情報を登録する



② 導入準備 (4) 介護WEBサービスで認証・ログイン

1. 介護WEBサービスで認証・事業所ユーザログインを行う
2. 介護WEBサービスで管理者ユーザ登録・ログインを行う
3. 利用する職員数に応じて、介護WEBサービスで一般ユーザ登録を行う



介護保険資格確認等WEBサービス

② 導入準備 (5) マイナ資格確認アプリの事前設定

1. 介護WEBサービスにマイナ資格確認アプリの情報を登録して紐づける



介護情報基盤利用に向けた助成金について

介護事業所・医療機関（介護サービス提供医療機関）向け支援

（注）消費税分（10%）も助成対象であり、下記の助成限度額は、消費税分を含む費用額となります。

1. 助成対象経費

①カードリーダーの購入経費

②介護情報基盤との接続サポート等経費（注1）（注2）

（注1） 介護事業所等が介護保険資格確認等WEBサービスを利用する際に必要となるクライアント証明書 の搭載等の端末設定について、技術的支援を受ける場合に要する経費。（なお、介護WEBサービスで主治医意見書を作成・送信する介護事業所や医療機関は、介護WEBサービスの利用に必要な端末設定のみで主治医意見書の電子的送信が可能となる。）

（注2） 導入支援事業者から、介護情報基盤の接続サポートとケアプランデータ連携システムの接続サポートに必要な支援を一体的に受ける場合、その費用も助成の対象となります。

2. 助成限度額等

1. 対象（介護サービス種別）	2. カードリーダーの助成限度台数	3. 助成限度額（①②を合算した限度額）
訪問・通所・短期滞在系	3 台まで	助成限度額は6.4万円まで
居住・入所系	2 台まで	助成限度額は5.5万円まで
その他	1 台まで	助成限度額は4.2万円まで

※ ①・②について、同一事業所で複数のサービスを提供する場合には、介護サービス種別に応じた助成限度額の合計を助成限度額とすることができます。

下記QRコードより
ご確認いただけます。



* QRコードは(株)デンソーウェーブの
登録商標です

お知らせ 各種申請 よくあるご質問 各種資料 お問い合わせ 

介護情報 基 盤
ポータル

やさしいデジタル、
介護を支える、
ひとつにつなげる。



最新情報の確認や申請、
問い合わせはこのサイトで！

- ・ 日々忙しくて設定する暇がない、
- ・ 作業に苦手意識がある
- ・ 設定をやってみたけどつまづいた

といった方々のために、介護情報基盤と
ケアプランデータ連携システムの設定へ
の支援を受けた場合の費用を助成してい
ます。是非活用をお願いします。

介護情報基盤、介護WEBサービスにおけるお問い合わせについて

- 本説明会に関するお問い合わせにつきましては、介護情報基盤ポータルのお問い合わせからお願いしたい。

介護情報基盤ポータルお問い合わせページ

<https://www.kaigo-kiban-portal.jp/inquiry/input>

フォームでのお問い合わせ

24時間365日、フォームにてお問い合わせを受け付けております。
いただいた内容への回答は、翌営業日以降となる場合がございます。
お急ぎの際は、営業時間内にお電話くださいますようお願いいたします。

※お問い合わせの内容によっては、回答までにお時間を頂く場合や回答を控えていただく場合もございます。予めご了承ください。
※お問い合わせフォーム送信後、自動で受付メールを送信いたします。no-reply@mail.kaigo-kiban-portal.jpからのメールを受信できるようにお使いのメールソフトの設定をご確認ください。

氏名 **※必須** 例：山田太郎

氏名(フリガナ) **※必須** 例：ヤマダタロウ

組織区分 **※必須** 認定審査中などで組織番号が未発行の場合は「その他」を選択してください

お電話でのお問い合わせ



ご自身の所属に合わせたお問い合わせ先へお電話ください。

受付時間 平日 8:00～18:00 / 土曜 8:00～16:00

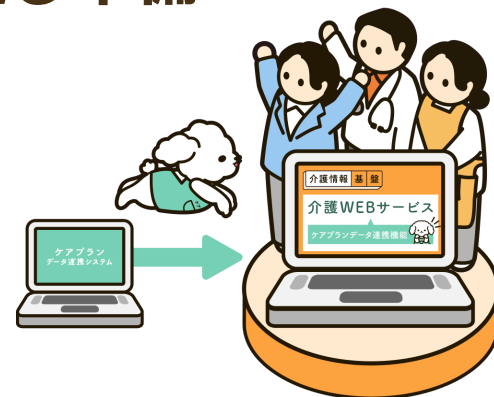
※日曜、祝日、年末年始は、お休みさせていただきます。ご了承の程、何卒よろしくお願いいたします。

 介護事業所の方 0120-697-312	 医療機関の方 0120-697-313	 市町村（保険者）の方 0120-697-306
---	--	--

お電話が混み合っている場合は、お問い合わせフォームをご利用ください。
フォームからのお問い合わせは、24時間受け付けております。

最後に

ケアプランデータ連携システムの引っ越し準備 介護WEBサービスの登録は、 忘れないうちに今すぐ登録をお願いします



▼ ケアプランデータ連携システムを活用している場合（証明書がインストールされているパソコンの場合）▼
～介護WEBサービス登録の流れ～

① 登録サイトへ

介護情報基盤の
[介護WEBサービス](#)
サイトを開く

介護WEB
サービス



② 事業所ユーザ ログイン

「事業所ユーザ
ログイン」をクリッ
クする

事業所ユーザ
ログイン

③ ユーザID、 パスワード入力

電子請求受付シ
ステムのIDとパス
ワードを入力して
ログインする

④ セキュリティ コード入力

設定していない場合
はスキップ

⑤ ワンタイム認証

登録メールアドレス
/ SMSに送付される
ワンタイム認証コ
ードを入力して認証し
ます

⑥ 管理者ユーザ登録

管理者ユーザを登録
して完了

